

薬生食基発1002第3号
令和元年10月2日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準に定められた食品に
残留する農薬等の試験法における留意事項について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第140号）が本日公布されたことから、試験を実施するに際しての留意事項を別添のとおり通知します。

(別添)

試験実施に際しての留意事項

1. クロルプロマジン試験法

(1) 分析対象化合物

クロルプロマジン

(2) 留意事項

1) 試験法の概要

クロルプロマジンを試料からアセトンで抽出し、スルホン酸塩修飾メタクリレート共重合体ミニカラムで精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量及び確認する方法である。

2) 注意点

- ① クロルプロマジンの LC-MS/MS 測定で、試験法開発時に使用したイオンを以下に示す。
定量イオン (m/z) : プリカーサーイオン 319、プロダクトイオン 86
定性イオン (m/z) : プリカーサーイオン 319、プロダクトイオン 58
- ② クロルプロマジン はガラス器具に吸着しやすい性質をもつため、可能な限りポリプロピレン製の器具を用いること。
- ③ 試験法開発時に検討した食品 : 牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、鶏卵、はちみつ、うなぎ、しじみ